

議案第 6 3 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 1 2 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 9 の項事務の欄中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い、旅館業を営む者の地位の承継に係る審査の対象に譲渡によるものを加える必要がある。